

次世代 IT 労務月報



発行者・文責

社会保険労務士 代表 井上 利明

〒501-0404 岐阜県本巣市春近 261 番地

電話：090-2944-6028

FAX：058-227-4742

e-mail：inoue@next21it-sr.com

HP：https://next21it-sr.com/



トピックス

- ◆最新・法改正情報
- ◆年金を増やす手段②（経過的加算額）
- ◆高年齢再就職給付金について
- ◆労務 Q&A
- ◆安全衛生特集②（通路等）

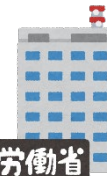
● 最新・法改正情報

A 令和 5 年 3 月分（4 月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額の変更について

今年度も保険料率が改定されます。特に介護保険料の引上げが目立っております。詳細は[全国健康保険協会の HP](#) より各都道府県別に掲載されておりますので、ご参照下さい。

B 雇用保険率の引き上げについて

令和 5 年 4 月 1 日から雇用保険率が引き上げられます。4 月以降の給与締日からは、労働者側の負担額が変わりますので給与計算の際にはご注意下さい。また、労働保険料の概算保険料の算出に際してもこの引上げ額が適用されます。詳細は、[厚労省の HP](#) にて掲載されております。



● 高年齢再就職給付金について

今回は「[高年齢再就職給付金](#)」について簡単にご紹介します。

【対象】[基本手当の支給を受けたことがある方を対象](#)とする給付金で 60 歳に達した日以後被保険者として[安定した職業に就き](#)、再就職後の「支給対象月に支払われた賃金の額」が基本手当の日額の算定の基礎となった「賃金日額に 30 を乗じて得た額」の [75%未満](#)となって、以下の要件を満たした方が対象となります。

- 【要件】
- 60 歳以上 65 歳以下の一般被保険者又は高年齢被保険者であること
 - 基本手当についての算定基礎期間が 5 年以上であること
 - 再就職日の前日における[基本手当の支給残日数が 100 日以上](#)であること等

基本手当の支給残日数	支給期間
200 日以上	再就職日の属する月から再就職日の翌日から起算して 2 年 を経過する日の属する月まで
100 日以上 200 日未満	再就職日の属する月から再就職日の翌日から起算して 1 年 を経過する日の属する月まで

※但し、上記の期間内にいずれも被保険者が **65 歳に達する日の属する月後**であるときは **65 歳に達する日の属する月まで**。

【支給額】高年齢雇用継続基本給付金と同様の方法で算定します（月報 3 月号参照）。

● 年金を増やす手段②（経過的加算額）

経過的加算額は、昭和 61 年 4 月に老齢基礎年金制度ができる前後の年金の差額を埋めるために設けられました。特別支給の老齢厚生年金を受け取っていた方が 65 歳から受け取る老齢厚生年金は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分にかえて受け取ることになります。当面は、定額部分のほうが老齢厚生年金よりも高額になります。そこで、差額分の年金額を補うため、「経過的加算額」が支給されます。計算は下記の通りです。

$$\text{経過的加算額} = \text{定額部分に相当する額} - \text{厚生年金保険に加入していた期間について受け取れる老齢基礎年金の額}$$

<参考>特別支給の老齢厚生年金の受給要件 ①男性→昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれ 女性→昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれ ②老齢基礎年金の受給資格期間（10 年）があること ③厚生年金保険に 1 年以上加入していたこと等

☆受給要件を満たした上で 60 歳以降も厚生年金保険に加入すれば、報酬比例部分だけではなく、経過的加算によっても厚生年金保険の年金額を増やすことができます。

● 労務 Q&A

Q 時間単位年休の導入方法や労働者の範囲等について教えてください。

A 年次有給休暇は、過半数労働組合（ない場合は過半数代表者）との**労使協定の締結**により、年 5 日分まで時間単位で付与することができます。締結内容は、下記の 5 項目を網羅する必要がございます。

①対象労働者の範囲・・・一部を対象外とする場合は、**事業の正常な運営との調整を図る観点から労使協定でその範囲を定めることとされています。ただし、取得目的などによって対象範囲を定めることはできません。**

②時間単位有給休暇の日数・・・**1 年 5 日以内**の範囲。

③時間単位有給休暇 1 日分の時間数・・・例：1 日 7.5 時間の場合は 8 時間（1 日の**所定労働時間数**を下回らないものとする）。

④1 時間以内の時間を単位として与える場合の時間数・・・**1 日の所定労働時間数に満たない範囲内**で定める。



※1 日単位、半日単位、時間単位等様々ですが、いずれも就業規則等による労働者への周知徹底が必要です。

● 安全衛生特集②（通路等 安衛則 540 条～545 条抜粋）

製造業等に関し、作業場の通路において注意すべき点を表にしました。（義務規定）

通路	作業場に通ずる場所及び作業場内には安全な通路を設け常時有効に保持し、 主要通路は表示 する。
通路の照明	正常の通行を妨げない程度に 採光又は照明の方法 を講じる（常時使用しない地下室等は適当な照明具を所持させる場合を除く）。
屋内通路	①用途に応じた幅を有する。②つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持。③通路面から 高さ 1.8m 以内 に障害物を置かない。
機械間等	機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、 幅 80 cm 以上 とすること。
床面	つまずき、すべり等の危険のないものとし安全な状態に保持。
作業踏台	旋盤、ロール等機械が労働者の身長に比べて不適當に高いときは、安全で、かつ、 適当な高さの作業踏み台 を設けること。